

始動するプリンシプル・ベースの監督

金融庁がめざす「ベター・レギュレーション」の機軸となる「金融サービス業におけるプリンシプル」が公表された。金融機関の自主的な取り組みと英国にならったプリンシプル・ベースの監督手法の定着が期待される。

プリンシプルの公表

今年4月、金融庁の「金融サービス業におけるプリンシプル」が公表された。

最近の金融庁は、「ベター・レギュレーション」を標榜し、規制の質的向上をめざしている。その一つの柱とされるのが、詳細で具体的な規則に基づく「ルール・ベースの監督」と、一般的な基本原則を示しながらそれに沿った金融機関の自主的な取り組みを促す「プリンシプル・ベースの監督」を組み合わせる新たな監督手法である。今回公表されたプリンシプルは、このプリンシプル・ベースの監督の機軸となる。

バブル経済崩壊後、不良債権問題処理の過程で、金融機関と監督当局との間の緊張感が高まり、実務家の中には当局を「金融処分庁」などと揶揄する向きも現れた。金融庁の判断が恣意的になりがちで、予測可能性と透明性を低下させているといった不満は現在も根強い。

他方、金融庁側には、金融機関が検査における指摘や行政処分を恐れるあまり、形式主義的で非効率なコンプライアンスに陥り、金融サービスの質的な向上を妨げているとの想いがある。

金融機関の自主的な取り組みを尊重するプリンシプル・ベースの監督は、こうした両者の間の不信感を打破し、現場の実務に即した柔軟な行政を実現しようとするものである。

図表 金融庁のプリンシプル

金融庁のプリンシプル	対応する英国FSAのプリンシプル
1. 創意工夫をこらした自主的な取り組みにより、利用者利便の向上や社会において期待されている役割を果たす。	
2. 市場に参加するにあたっては、市場全体の機能を向上させ、透明性・公正性を確保するよう行動する。	原則5（市場における行動基準の遵守）
3. 利用者の合理的な期待に応えるよう必要な注意を払い、誠実かつ職業的な注意深さをもって業務を行う。	原則2（必要な技能・注意・勤勉さを伴った業務遂行）
4. 利用者の経済合理的な判断を可能とする情報やアドバイスをタイムリーに、かつ明確・公平に提供するよう注意を払う。	原則7（顧客への情報提供）
5. 利用者等からの相談や問い合わせに対し真摯に対応し、必要な情報の提供、アドバイス等を行うとともに金融知識の普及に努める。	原則9（顧客に適合的なアドバイス提供や裁量行使）
6. 自身・グループと利用者の間、また、利用者とその他の利用者の間等の利益相反による弊害を防止する。	原則8（利益相反の管理）
7. 利用者の資産について、その責任に応じて適切な管理を行う。	原則10（顧客資産の保護）
8. 財務の健全性、業務の適切性等を確保するため、必要な人員配置を含め、適切な経営管理態勢を構築し、実効的なガバナンス機能を発揮する。	原則3（リスク管理と統制）
9. 市場規律の発現と経営の透明性を高めることの重要性に鑑み、適切な情報開示を行う。	
10. 反社会的勢力との関係を遮断するなど金融犯罪等に利用されない態勢を構築する。	
11. 自身のリスク特性を踏まえた健全な財務基盤を維持する。	原則4（財務基盤の維持）
12. 業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う。	原則3（リスク管理と統制）
13. 市場で果たしている役割等に応じ、大規模災害その他不測の事態における対応策を確立する。	
14. 当局の合理的な要請に対し誠実かつ正確な情報を提供する。また、当局との双方向の対話を含め意思疎通の円滑を図る。	原則11（監督当局への協力）

(出所) 金融庁、英国FSA資料より野村総合研究所作成

日英のプリンシプルの相違点

金融庁の「ベター・レギュレーション」のお手本とされるのが、英国FSA(金融サービス機構)の規制・監督手法である。FSAは、2001年に金融サービス業者の業務遂行に関する11の基本原則を定め、そこに盛り込まれた規制目的が達成されるのであれば、個々の業者がそのために用いる方法や手段の細かな点は問わないとし、プリンシプル・ベースの監督を実践しつつある。

金融庁が作成したプリンシプルは、一読して明らかに英国FSAのプリンシプルに範をとったものであり、その内容には共通点が多い(図表)。

もちろん、日英のプリンシプルには相違点もある。例えば、金融庁のプリンシプルが第一に「創意工夫をこらした自主的な取組み」を掲げているのは、ともすれば「横並び主義」に陥りがちな日本のビジネス風土の反映だろう。顧客向けだけでなく一般的な情報開示を求める9番目の項目も、金融機関の公益性を重視する日本ならではの内容と言えよう。

近年の市場や業務環境の変化を反映した内容もある。大規模災害などの不測の事態への対応策確立を求める項目(13番目)がそうである。この、いわゆるBCP(業務継続計画)は、金融サービス業務のコンピュータ・システムへの依存度の高まりや米国同時多発テロ(2001年9月)やニューヨークの大規模停電(2003年8月)などの教訓を背景に、比較的最近になって、各国当局の間で、その重要性に対する認識が高まってきたものだ。

行政処分の根拠とはならない

日英のプリンシプルは、その位置づけも大きく異なる。英国のプリンシプルは、FSAの一般的な規則制定権に基づいて策定された規範であり、違反行為は直ちに行政処分の対象となり得る。

これに対して日本のプリンシプルは、金融機関にとってのベスト・プラクティスの拠り所であるとともに、金融庁によるルール解釈の基礎となるものとされるが、法令上の根拠や法的な拘束力を有するものではない。

従って、日本の場合、プリンシプルに掲げられた項目に違反したことを理由として行政処分が行われることはあり得ない。金融庁によれば、逆に、法令違反を理由として行政処分が行われるケースでも、プリンシプルに基づいた自主的な対応が的確に行われていれば、処分内容の軽減事由になるという。

柔軟で機動的なプリンシプル・ベースの監督は、一歩間違えば、恣意的な裁量行政にもつながりかねない。そうした弊害を防止するという観点からも、プリンシプルを尊重すれば行政処分が軽くなるという位置づけは、妥当なものと言えるだろう。



Writer's Profile



大崎 貞和 Sadakazu Osaki

研究開発センター
主席研究員
専門は証券市場論
focus@nri.co.jp